

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選舉区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件 (中央選舉管理会二二)

## 〔規則〕

- 古物営業法施行規則の一部を改正する規則 (国家公安委一四)
- 〔その他指示〕

- 三 ○ スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三〇一)
- スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令 (三〇一)
- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (三〇〇)
- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令 (三〇一)
- スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三〇〇)
- 保安林の指定を解除する件 (財務二二四)
- 大韓民国産の炭酸二カリウムに対する関税地定率法第八条第五項に規定する調査開始の件 (財務二二四)
- 域産ビスフェノールAに対する関税地定率法第八条第五項に規定する調査開始の件 (外務三〇九)
- 金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する関税地定率法第八条第五項に規定する調査開始の件 (財務二二四)
- 大韓民国産の炭酸二カリウムに対する関税地定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件 (同二二五)
- 高速自動車国道に関する件 (農林水産一二二一～一二二一八)
- 國土交通八一九、八一〇)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局八九、九〇)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一〇〇、一〇一)
- 〔人事異動〕
- 六 東京都 新潟県 石川県 岐阜県 愛知県 福岡県 名古屋市 堺市 広島市
- 七
- 八

## 〔官庁事項〕

- 三 ○ 登録検査機関の登録事項の変更に関する公示 (国土交通省)
- 三 ○ 九州地方整備局公示 (九州地方整備局)
- 三 ○ 登録特定操縦免許講習機関の登録に関する公示 (関東運輸局)
- 三 ○ 〔その他指示〕

## 〔資料〕

- 三 ○ 令和七年六月中国際收支状況 (速報) 及び令和七年上半期中国際收支状況 (速報) (財務省)

## 〔地方自治事項〕

## 本号で公布された法令のあらまし

- 〔公報〕  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明關係  
会社その他

- △ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百号) (警察庁)  
△ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (令和七年法律第七十五号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

- △ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令 (政令第三百一号) (警察庁)  
1 指定金属切断工具を定める。(本則関係)  
2 この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (令和七年法律第七十五号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和七年九月一日) から施行する。(附則第一項関係)

- 3 警察庁組織令 (昭和二十九年政令第百六十号) の一部を改正し、生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改める。(附則第二項関係)
- △ スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第三百二号) (文部科学省)
- △ スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和七年法律第七十一号) の施行期日は令和七年九月一日とする。

- △ スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令 (政令第三百三号) (文部科学省)
- 1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和七年法律第七十一号) の一部施行に伴い、スポーツ基本法施行令 (平成二十



## ○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

## 古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分(連續する複数の規定を記号により括して標記した箇所を含む)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、)にれを加える。

改 正 後	改 正 前
(確認等の義務を免除する古物等)	(確認等の義務を免除する古物等)
第十六条 [略]	第十六条 [略]
2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。	2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。
一 「略」	一 「同上」
二 エアコンディショナーの室外ユニット 及び電気温水機器のヒートポンプ	二 [号を加える。] [号を加える。]
三・四 「略」	三・三 「同上」
五 電線	五 「号を加える。」 [号を加える。]
六 ゲレーチング(金属製のものに限る。) 〔略〕	六 「同上」

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

の規則は、令和七年十月一日から施行する。

## ○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

○外務省告示第三百九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適當と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失つた。

令和七年八月二十日

## 規則

## 則

失効年月日 令和七年七月三十一日  
発行年月日 令和七年六月三十日  
旅券番号 MVO二九五〇七六

## ○財務省告示第二百二十四号

大韓民国産並びに台灣、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

## 一 関税定率法(以下「法」という。)第八条第四項の規定による求めをした者(以下「申請者」という。)の名称及び住所

名 称 住 所 財務大臣 加藤 勝信

三井化学株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

## 二 法第八条第五項の調査(以下単に「調査」という。)に係る貨物(以下「調査対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 ビスフェノールA  
(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第二九〇七・二三号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、四・四-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン)。

(三) 特徴 一般に白色の固体(顆粒状又は粉末状)であり、主として、ポリカーボネート樹脂又はエボキシ樹脂等の原料として使用される。

## 三 調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一) 供給者(不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者)

イ Kumho P&B Chemicals, Inc  
ハ Samyang Innochem Corporation

二 Nan Ya Plastics Corporation  
三 Chang Chun Plastics Co., Ltd  
ホ LG Chem, Ltd.

ヘ Taiwan Prosperity Chemical Corporation

(二) 供給国又は地域 大韓民国(以下「韓国」といふ。)並びに台灣、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域(以下「台灣」という。)

四 調査を開始する年月日 令和七年八月二十日

五 調査の対象となる期間 三十日まで

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年四月一日から令和七年三月三十日まで

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 調査対象貨物の正常価格(法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。)

(二) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格との差額(以下「不当廉売差額」という。)

(三) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

- (二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項  
 イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量  
 ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響
- ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響  
 ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に参考となるべき事項
- 七 申請者の主張の概要
- (一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実  
 申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。
- (二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実  
 イ 正常価格については、韓国又は台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。  
 ロ 本邦向け輸出価格については、韓国又は台湾の輸出貿易統計における輸出通関価格から輸出国内輸送費等を控除して算出した。
- ハ イ及びロにより、韓国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したもの(いわゆる)を算出すると、韓国を供給国とするものについては三十パーセントから四十分の間となり、台湾を供給国とするものについては四十分の間となる。
- (三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実  
 イ 調査対象貨物の輸入量は、韓国から輸出された調査対象貨物は令和三年度には二万五千七百六十六十七トンであったが、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間には二万五千七百六十六トンであったが、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間には四万九千五百三トンに増加し、同期間に於いて国内需要量に占める当該輸入量の割合もそれぞれ上昇した。
- ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和五年度以降本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を一貫して下回っていたため、本邦の産業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、又は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。
- ハ イ及びロにより、營業赤字及び経常赤字に陥るなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。  
 ニ 不当廉売関税に関する政令(以下「令」という。)第十一条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条第二項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- (一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和七年十一月二十日  
 (二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることとの決定に係る告示の日  
 (三) 対質の申出についての期限 令和七年十二月二十二日  
 (四) 意見の表明についての期限 令和七年十二月二十二日  
 (五) 情報の提供についての期限 令和七年十二月二十二日  
 なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査(現地調査を含む)を行う予定である。
- 九 その他参考となるべき事項
- (一) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室
- (二) その他
- イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。
- ロ 本調査の開始にあたり、令第十一条第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。
- ハ 本邦の供給者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、本告示の日から十四日以内に前記(一)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。
- 財務省告示第二百二十九号
- 一 大韓民国炭酸二カリウムに対する関税率(明治四十三年法律第五十四号)第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
- 令和七年八月二十日
- 二 関税率法(以下「法」という。)第八条第二十六項の規定による求めをした者(以下「申請者」という。)の名称及び住所
- (一) 名称 AGC株式会社
- 住所 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
- 三 (一) 法第八条第二十七項の調査(以下単に「調査」という。)に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴  
 (二) 品名 炭酸二カリウム
- 四 (一) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第二八三六・四〇号に分類される。
- (二) 特徴 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料等として使用される。
- (三) 調査に係る貨物の供給者及び供給国  
 供給者(不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面に記載されている者) UNID CO.,Ltd.  
 供給国 大韓民国(以下「韓国」という。)
- 五 調査の対象となる期間  
 (一) 不当廉売された指定貨物(炭酸二カリウム)に対して課する不当廉売関税に関する政令(令和三年政令第六十五号)第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。(以下同じ。)の輸入が指定された期間(同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。)の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで
- (二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで



令和7年8月20日 水曜日

官

○農林水産省告示第千二百二十四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡  
東吾妻町大字川戸字神林二五二四の五・二五二  
五の五・二五二五の六・二五三一の三・二五三  
二の二（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百五十五号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 三重県伊勢市  
二 保町字東万所五七六の二（国有林）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
防備

三 解除の理由 砂防設備用地とするため

○農林水産省告示第千二百五十六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

○国土交通省告示第八百十九号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）  
その関係方面は、令和七年八月二十日から三十  
に供する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

区  
路線名 中央自動車道長野線  
道路の区域

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重一五六二の九  
二　保安林として指定された目的　水源の涵養かんよう  
三　解除の理由　道路用地とするため  
○農林水産省告示第千二百一十七号  
森林法（昭和二十六年法律第三百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和七年八月二十日

○国土交通省告示第八百二十号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高  
速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係方面は、令和七年八月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧  
に供する。

東吾妻町大字川戸字神林二五二四の五・二五二五の五・二五二五の六・二五三一の三・二五三二の二（以上五筆国有林）

二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣	小泉進次郎
解除に係る保安林の所在場所	三重県伊勢市
二 保町字東万所五七六の二（国有林）	
二 保安林として指定された目的	土砂の流出の

### 三 解除の理由 砂防設備用地とするため 防備

○農林水産省告示第千二百二十六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和七年八月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

○国土交通省告示第八百十九号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）  
その関係図面は、令和七年八月二十日から三十  
に供する。

令和七年八月二十日  
路線名 中央自動車道長野線  
道路の区域

問

後	前	後多別前
最 小	最 大	敷地の幅員
三 二 七	二 六 九	(メートル)
一 五 三		延長

路線名	第二東海自動車道横浜名古屋線
道路の区域	区
間	後別前変更
後	前
最小	最大
五六〇八	六七八七
三五	(メートル)
敷地の幅員	延長

○近畿地方整備局告示第八十九号  
次のようすに道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

(一) その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月二十日  
道路の種類  
一般国道  
近畿地方整備局長 齋藤 博之

(三) (二)  
道路線名  
道路の区域  
八号及び百六十  
一  
号

区間別変更前後敷地の幅員延長

敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号万  
道越一五番一まで 後前

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所  
（二）後セラーナ各蒲司告示第17号

(○近畿地方整備局告示第十九号)  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月二十日

敦賀市道口七号瀬戸川一八番一から同市鳩原一号万道越  
一五番一まで

供用開始の期日 令和七年八月二十日

○九州地方整備局告示第百号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十八号）第十八条第一項の

規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年八月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日  
九州地方整備局長 垣下 謹啓



(一) ホーチミン事務所の変更  
(二) 事業所の所在地の変更

変更前	77 Tran Nhan Ton, Ward 9, District 5, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	77 Tran Nhan Ton, An Dong Ward, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

(二) 変更年月日 令和七年七月一日

## 九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係方面は、令和七年八月二十日から一週間一般の縦貫に供する。

令和七年八月二十日 九州地方整備局長 堀下 植裕

(二) 路線の種類 一般国道

(三) 占用を制限する区域 区域名 二百八号

備考

(四) 柳川市三橋町枝光字芳司四二七番から同市西蒲池字南金納二二九番四まで  
制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年八月二十日

(七) 国面縦覧場所 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

## 登録特定操縦免許講習機関の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第1111条の二第二項第一号の規定により次の登録特定操縦免許講習機関を登録したので、同法第1113条の二十八において準用する第17条の十五第一号の規定により、公示する。

関東運輸局長 藤田 札子

(一) 登録年月日 令和七年七月十六日

(二) 登録番号 関特講第五号

(三) 登録特定操縦免許講習実施機関の名称 株式会社ボートチャビーズ

(四) 住所 神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目二〇〇番

(五) 代表者の氏名 代表取締役 下島 雅人

(六) 特定操縦免許講習事務を行つ事務所の名称及び所在地

株式会社ボートチャビーズ 神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目二〇〇番

## 資料

## 令和7年6月中国際収支状況（速報）

項目	6月	前月	財務省 (単位:億円、%)		
			前年	同期	
貿易・サービス収支	3,154	(30.6)	-3,212	2,415	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
貿易 収 支	4,696	(	-5,223	5,805	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
輸 出	89,627	(	80,344	91,867	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
輸 入	84,930	(	85,568	86,061	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
サービス 収 支	-1,542	(	2,011	-3,390	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
第一次 所得 収 支	15,007	(	42,555	16,604	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
第二次 所得 収 支	-4,680	(	-4,979	-1,384	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
経常 収 支	13,482	(	34,364	17,635	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
資本 移転 等 収 支	-583	(	-1,020	-537	
直接 投資	37,235	(	18,223	16,533	
証券 投資	-31,462	(	19,293	4,930	
融資 生品	5,417	(	100	9,917	
その他の投資	-1,269	(	-6,948	-20,675	
外貨準備	1,497	(	7,874	-4,326	
融 収 支	11,417	(	38,542	6,379	
差 脱 漏	-1,481	(	5,199	-10,718	

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産（資産-負債）の増加、-は同減少を示す。

## 令和7年上半年中国際収支状況（速報）

項目	令和7年上半年	前期	財務省 (単位:億円、%)		
			前年	同期	
貿易・サービス収支	-31,368	(	-19,683	-44,684	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
貿易 収 支	-17,589	(	-11,864	-24,738	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
輸 出	518,642	(	544,041	506,933	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
輸 入	536,231	(	555,906	531,671	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
サービス 収 支	-13,779	(	-7,819	-19,946	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
第一次 所得 収 支	207,668	(	202,953	201,099	
(対前年同月比)	(	)	(	)	
第二次 所得 収 支	-30,311	(	-23,413	-22,552	
(対前年同月比)	(	)	(	)	

経常収支	145,988	159,857	133,863
(対前年同月比)	(9.1)	(14.4)	(62.3)
資本移転等収支	-3,179	-997	-1,208
直接投資	127,297	147,662	141,483
証券投資	-54,148	142,848	-4,951
金融派生商品	13,273	10,256	36,557
その他の投資	38,270	-128,514	14,477
外貨準備	22,511	-19,786	-82,966
金融収支	147,203	152,465	104,599
誤差脱漏	4,394	-6,394	-28,055

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産（資産-負債）の増加、-は同減少を示す。

## 地方自治事項

### 仙台市

選舉  
八月11日市長の選挙を行つた結果、次の者が當選した。

郡 和子（無所属）（女）

### 横浜市

選舉  
八月11日市長の選挙を行つた結果、次の者が當選した。

山中 竹緑（無所属）（男）

## 公 司

### 諸事項

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年（家）第9023号

秋田県由利本荘市尾崎17番地

申立人 秋田県由利本荘市

同代表者市長 湊 貴信

本籍秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2番地406、最後の住所秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2番地406、死亡の場所秋田県由利本荘市、死亡年月日令和5年8月11日、出生の場所秋田県由利郡子吉村、出生年月日昭和5年2月7日、職業不明  
被相続人 亡 木内 爲治

経常収支	145,988	159,857	133,863
(対前年同月比)	(9.1)	(14.4)	(62.3)
資本移転等収支	-3,179	-997	-1,208
直接投資	127,297	147,662	141,483
証券投資	-54,148	142,848	-4,951
金融派生商品	13,273	10,256	36,557
その他の投資	38,270	-128,514	14,477
外貨準備	22,511	-19,786	-82,966
金融収支	147,203	152,465	104,599
誤差脱漏	4,394	-6,394	-28,055

#### 令和7年（家）第30176号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
本籍千葉県我孫子市我孫子1850番地8、最後の住所千葉県我孫子市我孫子1850番地の8、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和3年3月11日、出生の場所福島県田村郡七郷村、出生年月日昭和17年2月7日、職業無職  
被相続人 亡 三輪 孝由

事務所千葉県松戸市本町18-4 N B F 松戸ビル5階 ときわ綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤本麻里子

催告期間満了日 令和8年3月31日  
千葉家庭裁判所松戸支部

#### 令和7年（家）第71197号

東京都青梅市東青梅1丁目8番地1

申立人 株式会社青梅A live  
本籍東京都文京区本郷4丁目8番、最後の住所東京都豊島区南長崎5丁目4番1-712号、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所東京都北多摩郡田無町、出生年月日昭和35年11月14日、職業無職  
被相続人 亡 高井 公彦

事務所東京都千代田区神田須田町1丁目5番地東洋須田町ビル5階 NS 総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柴田 美鈴

催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

#### 令和7年（家）第71612号

東京都墨田区錦糸1丁目2番1号アルカセントラル14階

申立人 山内 利恵  
本籍東京都墨田区両国3丁目3番地5、最後の住所東京都墨田区菊川3丁目21番3-305号 菊川パークホームズ、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和6年11月16日、出生の場所東京都東京市深川区、出生年月日昭和10年11月20日、職業無職  
被相続人 亡 長谷川恵子

事務所東京都港区赤坂4丁目9番17号赤坂第一ビル12階 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐野 周造

催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

#### 令和7年（家）第90448号

東京都日野市万願寺1丁目9番地の15

申立人 内田 正弘  
本籍東京都日野市万願寺1丁目9番地15、最後の住所東京都日野市万願寺1丁目9番地の15、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所熊本県人吉市、出生年月日平成4年9月8日、職業自営業者  
被相続人 亡 内田 貴啓

事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人E N I S H I  
相続財産清算人 弁護士 中島 正俊  
催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所立川支部

#### 令和7年（家）第90506号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行  
本籍東京都武蔵野市西久保1丁目200番地、最後の住所東京都武蔵野市西久保1丁目37番6号、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日推定令和6年8月18日、出生の場所東京都豊多摩郡大久保町、出生年月日昭和6年2月13日、職業無職  
被相続人 亡 中川 美佐  
事務所東京都新宿区新宿1丁目26番1号長田屋ビル5階 T O K Y O 大樹法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 木下 泉  
催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所立川支部

#### 令和7年（家）第90567号

東京都府中市是政3丁目10番地の6

申立人 池田 政治  
本籍東京都府中市八幡町2丁目29番地の7、最後の住所東京都府中市八幡町2丁目29番地の12、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日推定令和6年5月10日、出生の場所東京都北多摩郡府中町、出生年月日昭和22年5月19日、職業無職  
被相続人 亡 市村 憲二

事務所東京都町田市中町1丁目1番14号武友ビル5階町田シビック総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 廣田 智也  
催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第40556号**  
東京都江東区南砂2丁目3番4-309号  
申立人 堀 淑子  
本籍神奈川県鎌倉市今泉台7丁目900番地71、最後の住所神奈川県大和市林間2丁目18番13号ランドフォレスト南林間I 106号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日推定令和4年2月15日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和33年11月9日、職業不明  
被相続人 亡 野田 翁  
事務所横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 奥 祐介  
催告期間満了日 令和8年4月17日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第3157号**  
神奈川県平塚市東八幡1-1-16  
申立人 相原 茂  
本籍神奈川県平塚市西八幡1丁目123番地、最後の住所神奈川県平塚市西八幡1丁目9番27号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和7年4月27日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和32年1月28日、職業不詳  
被相続人 亡 伊藤 亮二  
事務所神奈川県平塚市宮の前2番3号 桂工インターブライズビル5階 平塚宮の前法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 貝原 吉記  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第3174号**  
神奈川県伊勢原市田中348番地  
申立人 伊勢原市  
本籍神奈川県伊勢原市串橋48番地1、最後の住所神奈川県伊勢原市下落合625番地の3ルミエールタケヒ101号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和6年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所神奈川県中郡岡崎村、出生年月日昭和30年4月19日、職業無職  
被相続人 亡 相原 茂  
事務所神奈川県伊勢原市伊勢原1丁目16番8号 KOIZUMI BLD II 201 伊勢原総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 仙波 史生  
催告期間満了日 令和8年3月10日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第3195号**  
神奈川県厚木市旭町2丁目7番26号 高橋ビル1階  
申立人 片山 典明  
本籍神奈川県厚木市金田433番地、最後の住所神奈川県厚木市金田433番地、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和7年4月14日、出生の場所神奈川県愛甲郡依知村、出生年月日昭和27年4月7日、職業無職  
被相続人 亡 清水 政夫  
事務所神奈川県伊勢原市石田1464番地の1マキシスイシダ102 春水法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 村松 謙  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第2080号**  
愛知県稻沢市稻府町1番地  
申立人 稲沢市 代表者市長 加藤錠司郎  
本籍愛知県稻沢市祖父江町山崎下桜55番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県稻沢市、死亡年月日令和元年10月14日、出生の場所愛知県中島郡朝日村、出生年月日昭和21年11月19日、職業不明  
被相続人 亡 南谷 長人  
名古屋市中区錦2丁目15番15号 豊島ビル10階石原総合法律事務所  
相続財産清算人 築山 健一  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第2090号**  
愛知県一宮市大和町馬引字郷東1番地29パーク・ホームズ一宮403号  
申立人 篠田 篤志  
本籍岐阜県可児市二野1717番地、最後の住所愛知県一宮市大和町馬引字郷戌亥4番地17、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日平成28年4月14日、出生の場所岐阜県可児郡可児町、出生年月日昭和17年10月28日、職業不詳  
被相続人 亡 安藤 智通  
愛知県一宮市本町2丁目3番9号 2階 はなみづき法律事務所  
相続財産清算人 長谷川 希  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第2098号**  
名古屋市中区丸の内3丁目5番10号  
申立人 弁護士法人名城法律事務所  
代表者社員 室田 真宏  
本籍愛知県愛西市草平町新佐屋川96番地1、最後の住所愛知県稻沢市平和町観音堂東海塚33番地 障害者支援施設ルミナス、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和5年11月18日、出生の場所愛知県津島市、出生年月日昭和46年11月6日、職業不詳  
被相続人 亡 平野 清正  
愛知県一宮市昭和1丁目2番15号 スエヒロビル 弁護士法人リブレ一宮事務所  
相続財産清算人 加藤 千冬  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第3065号**  
長野県佐久市塚原1927番地11  
申立人 依田 淑史  
本籍長野県小県郡長和町和田3203番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉785番地1グループホーム四季、死亡の場所長野県小諸市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所長野県小県郡和田村、出生年月日昭和32年12月27日、職業無職  
被相続人 亡 小松 博志  
事務所長野県佐久市佐久平駅南15番地3 永存第2ビル2階  
相続財産清算人 司法書士 依田 淑史  
催告期間満了日 令和8年3月1日  
長野家庭裁判所佐久支部

**令和7年(家)第40065号**  
長野県上伊那郡辰野町大字小野字大庭1703番地1  
申立人 辰野町小野旭耕地  
本籍長野県上伊那郡辰野町大字小野1681番地、最後の住所長野県木曾郡上松町大字上松1770番地12ねざめ団地106、死亡の場所長野県木曾郡上松町、死亡年月日令和6年6月日時不詳、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和27年10月26日、職業不明  
被相続人 亡 小野 健司

事務所長野県松本市大手2丁目10番18号ただちやビル1階宮田旭法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮田 旭  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
長野家庭裁判所松本支部

**令和7年(家)第40090号**  
長野県木曾郡木曾町福島5169番地  
申立人 株式会社いわや  
本籍長野県木曾郡木曾町福島5217番地、最後の住所不明、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日推定平成18年1月2日、出生の場所長野県西筑摩郡福島町、出生年月日昭和28年8月27日、職業不明  
被相続人 亡 陶山 安信  
事務所長野県木曾郡木曾町福島4855番地8  
相続財産清算人 司法書士 奥原 秀孝  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
長野家庭裁判所松本支部

**令和7年(家)第330号**  
岐阜県関市東貸上12番地の1  
申立人 関信用金庫  
本籍岐阜県関市山田334番地2、最後の住所岐阜県関市山田7番地、死亡の場所岐阜県関市、死亡年月日令和6年10月31日、出生の場所岐阜県武儀郡小金田村、出生年月日昭和22年7月14日、職業建築業  
被相続人 亡 酒井田恒一  
事務所岐阜市江川町16 弁護士法人森川・鈴木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中西 敏夫  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
岐阜家庭裁判所

**令和7年(家)第339号**  
東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫  
本籍岐阜県安八郡神戸町大字神戸623番地、最後の住所岐阜県山県市高富2842番地14、死亡の場所岐阜県山県市、死亡年月日令和6年1月5日、出生の場所岐阜県安八郡神戸町、出生年月日昭和42年6月18日、職業会社役員  
被相続人 亡 岡田 浩司  
事務所岐阜市明徳町10 杉山ビル2階 アール市民法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 長谷川将也  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
岐阜家庭裁判所

<b>令和7年(家)第340号</b>	本籍北海道岩見沢市4条東18丁目1番地、最後の住所北海道岩見沢市栄町3丁目7番6号、死亡の場所北海道虻田郡倶知安町、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所北海道雨竜郡沼田町、出生年月日昭和34年1月4日、職業無職 被相続人 亡 石山 巧 事務所北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2ライズビル2階弁護士法人小寺・松田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小野田充宏 催告期間満了日 令和8年3月4日
<b>令和7年(家)第343号</b>	本籍岐阜県山県市高富180番地 申立人 鷺見 博信 本籍岐阜県山県市東深瀬323番地、最後の住所岐阜市尼ヶ崎町1丁目9番地19心館、死亡の場所岐阜市、死亡年月日令和7年5月30日、出生の場所岐阜市、出生年月日昭和47年6月2日、職業無職 被相続人 亡 中村 智子 事務所岐阜県羽島郡笠松町春日町26-1 ピネスビル1階 かさまつ総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中上野博章 催告期間満了日 令和8年3月2日
<b>令和7年(家)第570号</b>	本籍岐阜県土岐市泉西窯町1-26 申立人 山田 潤 本籍岐阜県瑞浪市金戸町1858番地728、最後の住所岐阜県瑞浪市金戸町1858番地の728、死亡の場所岐阜県瑞浪市、死亡年月日推定令和3年12月12日、出生の場所岐阜市、出生年月日昭和17年10月29日、職業無職 被相続人 亡 水谷南栄子 岐阜県多治見市本町1-80校條ビル4C 弁護士法人東海ローパートナーズ多治見法律事務所 相続財産清算人 弁護士 山崎 拓哉 催告期間満了日 令和8年3月4日
<b>令和7年(家)第40014号</b>	東京都新宿区水道町3番1号 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

<b>令和7年(家)第869号</b>	札幌市中央区大通西14丁目1番地 申立人 北海道信用保証協会 本籍北海道上川郡清水町南4条西5丁目12番地1、最後の住所北海道上川郡清水町南4条西5丁目12番地1、死亡の場所北海道上川郡清水町、死亡年月日令和6年4月6日、出生の場所北海道勇払郡穂別村、出生年月日昭和26年2月6日、職業無職 被相続人 亡 下谷内幸男 北海道帯広市東2条南7丁目2番地3倉本・平井法律事務所 相続財産清算人 弁護士 平井 智子 催告期間満了日 令和8年3月9日
<b>公示催告</b>	次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。
<b>令和7年(ヘ)第1号</b>	茨城県ひたちなか市新光町18番地 申立人 株式会社東海三友鋼機 代表者代表取締役 椎名 正明 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月11日 令和7年7月28日 神奈川簡易裁判所 (別紙) 目録 約束手形 1通 手形番号 BA046536 金額 521,400円 支払期日 令和7年8月31日
<b>支払地 神奈川県横浜市</b>	支払場所 株式会社みづほ銀行鶴見駅前支店 振出日 令和7年4月28日 振出地 神奈川県横浜市 振出人 アスク・サンシンエンジニアリング株式会社 代表取締役 加藤 正明 受取人 申立人 最終所持人 申立人
<b>令和7年(ヘ)第2号</b>	香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1 申立人 四国化成建材株式会社 代表者代表取締役 真鍋 宣訓 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月14日 令和7年7月28日 熊本簡易裁判所 (別紙) 目録 為替手形 1通 手形番号 TH20063 金額 438,361円 支払人 株式会社河北本店 支払期日 令和7年8月1日 支払地 熊本県熊本市 支払場所 株式会社福岡銀行熊本営業部 振出日 令和7年5月20日 振出地 白地 振出人 白地 引受人 株式会社河北本店 代表取締役 小山 太郎 受取人 申立人 最終所持人 申立人
<b>失踪に関する届出の催告</b>	次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。
<b>令和7年(家)第79号</b>	東京都足立区保木間4丁目21番5号 申立人 吉良 正樹 本籍愛媛県四国中央市川之江町1529番地3、最後の住所不明 不在者 吉良 大治 大正10年12月21日生 届出期間満了日 令和7年11月24日
<b>令和7年(家)第80号</b>	東京都足立区保木間4丁目21番5号 申立人 吉良 正樹 本籍愛媛県四国中央市川之江町1529番地3、最後の住所不明 不在者 吉良 萬録 昭和5年8月15日生 届出期間満了日 令和7年11月24日
<b>令和7年(家)第23号</b>	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目48番11号ハイムプライマリー202号 申立人 水本 光信 本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明 不在者 水本初太郎 明治35年8月8日生 届出期間満了日 令和7年12月8日
<b>令和7年(家)第24号</b>	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目48番11号ハイムプライマリー202号 申立人 水本 光信 本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明 不在者 水本トナエ 明治37年7月16日生 届出期間満了日 令和7年12月8日
<b>令和7年(家)第25号</b>	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目48番11号ハイムプライマリー202号 申立人 水本 光信 本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明 不在者 水本ウチエ 昭和7年8月31日生 届出期間満了日 令和7年12月8日
<b>令和7年(家)第20号</b>	鹿児島県鹿屋市串良町有里2880番地 申立人 内西加代子 本籍鹿児島県鹿屋市串良町有里2881番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2880番地 不在者 内西 チエ 昭和9年12月12日生 届出期間満了日 令和7年11月23日

**令和7年(家)第17号**  
 札幌市西区琴似3条3丁目1-11-103  
 申立人 福丸 康夫  
 本籍北海道小樽市石山町19番地、最後の住所  
 北海道小樽市桜5丁目20番14号  
 不在者 福丸 榮子  
 昭和13年1月1日生  
 届出期間満了日 令和7年11月28日  
 札幌家庭裁判所小樽支部

**令和7年(家)第58号**  
 福島県福島市松川町沼袋字戸ノ内20番地の4  
 申立人 高橋しげ子  
 本籍福島県福島市松川町沼袋字戸ノ内20番地  
 4、最後の住所福島県福島市松川町沼袋字戸  
 ノ内20番地の4  
 不在者 高橋キヨ子  
 昭和7年7月7日生  
 届出期間満了日 令和7年11月25日  
 福島家庭裁判所

**令和7年(家)第64号**  
 滋賀県草津市野村5丁目13番13号  
 申立人 佐藤 久  
 本籍京都府京都市左京区一乗寺門口町18番地  
 2、最後の住所滋賀県大津市国分1丁目1番  
 20号  
 不在者 佐藤 清子  
 昭和25年11月12日生  
 届出期間満了日 令和7年12月1日  
 大津家庭裁判所

**令和7年(家)第188号**  
 熊本県合志市豊岡1900番地118  
 申立人 坂梨 寛  
 本籍熊本県熊本市中央区壺川2丁目206番地、  
 最後の住所熊本市寺原町206番地  
 不在者 宮川美須江  
 昭和22年8月13日生  
 届出期間満了日 令和7年11月25日  
 熊本家庭裁判所

### 失踪宣告

**令和6年(家)第821号**  
 本籍鹿児島県姶良市加治木町木田674番地、  
 最後の住所大阪府堺市西区上232番地  
 不在者 川原 敏英  
 昭和12年2月13日生  
 令和7年7月26日失踪宣告審判確定  
 大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

**令和6年(家)第826号**  
 本籍三重県伊賀市伊勢路605番地、最後の住  
 所三重県伊賀市伊勢路605番地  
 不在者 中矢 貞雄  
 昭和9年4月2日生  
 令和7年7月30日失踪宣告審判確定  
 大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

**令和6年(家)第658号**  
 本籍兵庫県姫路市山田町西山田556番地、最  
 後の住所兵庫県姫路市山田町西山田556番地  
 不在者 雲丹亜倫子  
 昭和8年3月28日生  
 令和7年7月26日失踪宣告審判確定  
 神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

**令和7年(家)第10022号**  
 本籍和歌山県田辺市上屋敷町94番地、最後の  
 住所不明  
 不在者 栗山 きみ  
 明治35年10月31日生  
 令和7年7月29日失踪宣告審判確定  
 和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

**令和7年(家)第10023号**  
 本籍和歌山県田辺市上屋敷町94番地、最後の  
 住所不明  
 不在者 栗山 道夫  
 昭和9年1月12日生  
 令和7年7月29日失踪宣告審判確定  
 和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

**令和6年(家)第139号**  
 本籍山口県下松市藤光町1丁目16番、最後の  
 住所山口県下松市藤光町1丁目16番8号セ  
 ジュールいとう202号  
 不在者 佐伯 一光  
 昭和58年3月12日生  
 令和7年7月26日失踪宣告審判確定  
 山口家庭裁判所周南支部裁判所書記官

**令和6年(家)第439号**  
 本籍山口県下関市宮田町2丁目469番地、最  
 後の住所不明  
 不在者 吉村 友雄  
 昭和16年3月27日生  
 令和7年7月29日失踪宣告審判確定  
 大分家庭裁判所中津支部裁判所書記官

**令和6年(家)第415号**  
 本籍青森県青森市松原1丁目2番地2、最後  
 の住所青森県青森市松原1丁目16番29号  
 不在者 中西 一助  
 昭和33年12月15日生  
 令和7年8月1日失踪宣告審判確定  
 青森家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第330号**  
 本籍青森県十和田市大字相坂字相坂39番地  
 1、最後の住所青森県十和田市大字相坂字小  
 林351番地2  
 不在者 佐倉 キエ  
 昭和8年12月10日生  
 令和7年8月1日失踪宣告審判確定  
 青森家庭裁判所十和田支部裁判所書記官

**令和6年(家)第430号**  
 本籍茨城県那珂市堤940番地8、最後の住所  
 茨城県那珂市堤940番地8  
 不在者 賀澤 克久  
 昭和44年10月8日生  
 令和7年7月31日失踪宣告審判確定  
 水戸家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第371号**  
 本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字石末177番地、  
 最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字石末  
 1177番地  
 不在者 山本清次郎  
 明治15年3月5日生  
 令和7年8月2日失踪宣告審判確定  
 宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第16号**  
 本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字南下470番地  
 3、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字南  
 下470番地3  
 不在者 大沢 栄治  
 昭和60年9月30日生  
 令和7年8月2日失踪宣告審判確定  
 前橋家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第315号**  
 本籍埼玉県川越市今成4丁目27番地3、最後  
 の住所静岡県菊川市本所1995番地シャイニン  
 グ102号室  
 不在者 宇田川利幸  
 昭和27年10月31日生  
 令和7年8月2日失踪宣告審判確定  
 さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有  
 価証券について公示催告をしたところ、定められ  
 た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権  
 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す  
 る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣  
 言する。

#### 令和7年(ヘ)第6号

大阪府豊中市上野坂2丁目1番13号

申立人 矢島 雅子

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日

令和7年7月31日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

日本銀行出資証券 25枚

(1)種類枚数 10口券1枚

記号番号 25696

発行年月日 平成12年11月24日

額面 1,000円

一口の金額 100円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

(2)記号番号 25697

(3)記号番号 25698

(4)記号番号 25699

(5)記号番号 25700

(6)種類枚数 1口券1枚

記号番号 い14200

額面 100円

(7)記号番号 い14201

(8)記号番号 い14202

(9)記号番号 い14203

(10)記号番号 い14204

(11)記号番号 い14205

(12)記号番号 い14206

(13)記号番号 い14207

(14)記号番号 い14208

(15)記号番号 い14209

(16)記号番号 い14210

(17)記号番号 い14211

(18)記号番号 い14212

(19)記号番号 い14213

(20)記号番号 い14214

(2)記号番号	い14215
(2)記号番号	い14216
(2)記号番号	い14217
(2)記号番号	い14218
(2)記号番号	い14219
(2)ないし(25)の証券の発行年月日、一口の金額、最終名義人、最終所持人は(1)の証券の記載に同じ	
(2)ないし(5)の証券の種類枚数、額面は(1)の証券の記載に同じ	
(7)ないし(25)の証券の種類枚数、額面は(6)の証券の記載に同じ	
令和7年(ヘ)第9号	
東京都中央区京橋2丁目2番1号 申立人 トヨケム株式会社 代表者代表取締役 有吉 泰	
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日 令和7年7月31日 東京簡易裁判所 (別紙) 目録	
約束手形 3通	
(1)手形番号 BE072839 金額 20,000,000円 支払期日 令和7年4月20日 支払地 東京都中央区 支払場所 株式会社みずほ銀行京橋支店 振出日 令和7年2月25日 振出地 東京都中央区 振出人 トヨケム株式会社 代表取締役 有吉 泰 受取人 豊国製油株式会社 最終所持人 申立人	
(2)手形番号 BE072838 金額 5,000,000円 支払期日 令和7年4月20日 振出日 令和7年2月25日	
(3)手形番号 BE072837 金額 2,923,368円 支払期日 令和7年4月20日 振出日 令和7年2月25日	
(2)及び(3)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ	

令和7年(ヘ)第10号	
東京都千代田区神田と泉町2番地 申立人 日本通運株式会社 代表者代表取締役 竹添進二郎	
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日 令和7年7月31日 東京簡易裁判所 (別紙) 目録	
約束手形 1通	
手形番号 BR87169 金額 1,389,200円 支払期日 令和7年5月31日 支払地 東京都中央区 支払場所 株式会社三菱UFJ銀行八重洲通支店 振出日 令和7年1月31日 振出地 東京都品川区 振出人 日鉄パイプライン&エンジニアリング 株式会社 財務部長 鈴木 勝也 受取人 申立人 最終所持人 申立人	
令和7年(ヘ)第11号	
東京都中野区東中野1丁目51番13号 申立人 有限会社甘藍舎 代表者代表取締役 石澤 徹	
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日 令和7年7月31日 東京簡易裁判所 (別紙) 目録	
約束手形 1通	
手形番号 BT21413 金額 570,000円 支払期日 令和7年3月5日 支払地 東京都豊島区 支払場所 株式会社三菱UFJ銀行西池袋支店 振出日 令和7年1月6日 振出地 東京都千代田区 振出人 株式会社YKY 代表取締役 山元 久子 受取人 申立人 最終所持人 申立人	
小切手 1通	
小切手番号 DF51786 金額 255,000円 支払人 株式会社三菱UFJ銀行西池袋支店 支払地 東京都豊島区	
振出日 令和7年1月6日	
振出地 東京都千代田区	
振出人 株式会社YKY 代表取締役 山元 久子	
受取人 申立人	
最終所持人 申立人	
裏書人 共同企業体渡島アスコン 世紀東急工業株式会社 取締役社長 平 喜一	
裏書人 共同企業体渡島アスコン 代表者 世紀東急工業株式会社北海道支店 支店長 豊田 公之	
被裏書人 有限会社松田碎石	
最終所持人 申立人	

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第5437号

- 東京都江東区古石場3丁目12番5号—202  
債務者 株式会社YYD  
代表者代表取締役 島田 賢一  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小林 俊介  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第356号

- 兵庫県尼崎市浜田町2丁目84番地堀吉ビル  
債務者 有限会社じん  
代表者取締役 仁村智代子  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 坂本 裕香  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

#### 令和7年(フ)第1091号

- 横浜市南区宿町3丁目56番4号  
債務者 株式会社正一建設  
代表者代表取締役 大槻 正通  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山野健一郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

<b>令和7年(フ)第141号</b> 静岡県富士市松岡605番地の18 債務者 富久物流有限会社 代表者代表取締役 細谷 和成 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝俣 善重 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時30分 静岡地方裁判所富士支部	<b>令和7年(フ)第141号</b> 新潟市中央区東堀前通五番町422番地 債務者 合同会社C.M 代表者代表社員 江川 翔太 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第326号</b> 新潟市中央区東堀前通五番町422番地 債務者 合同会社C.M 代表者代表社員 江川 翔太 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島慎太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時 前橋地方裁判所高崎支部
<b>令和7年(フ)第358号</b> 大阪市生野区小路3丁目5番4号 債務者 株式会社SUDO 代表者代表取締役 須藤 浩司 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第1317号</b> 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口385番地1 債務者 有限会社善貴運輸 代表者取締役 安松 善行 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒野 賢大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 新潟地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第1131号</b> 横浜市神奈川区栄町5番地1 横浜クリエーションスクエア14階 債務者 合同会社横浜HMK 代表者代表社員 本間 義一 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 数規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第96号</b> 山口県下関市長府安養寺1丁目16番20号 債務者 株式会社伊藤設備工業所 代表者代表取締役 伊藤 紀長 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長船 友紀 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 山口地方裁判所下関支部破産係	<b>令和7年(フ)第1415号</b> 福岡県大野城市御笠川5丁目7-21オフィス パレア御笠川13-1号室 債務者 株式会社杉村建設 代表者代表取締役 杉村 一規 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 徳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1830号</b> 神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目5番3号 債務者 有限会社マルテツ 代表者取締役 坪井 哲也 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後2時30分 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1200号</b> 福岡市中央区大名1丁目8番33号大名エイトビル501号 債務者 株式会社RIZZE 代表者代表取締役 松田 憲之	<b>令和7年(フ)第379号</b> 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1871番地5 債務者 株式会社クマモト敬和 代表者代表取締役 宮野 敬之 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯 秀一良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	<b>令和7年(フ)第1530号</b> 横浜市港南区丸山台2丁目12番16号 債務者 株式会社共成 代表者代表清算人 吉田 幸男 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 晓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時40分 横浜地方裁判所第3民事部
	<b>令和7年(フ)第380号</b> 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1871番地5 債務者 株式会社南阿蘇農園 代表者代表取締役 宮野 敬之 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 修英 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	<b>令和7年(フ)第1339号</b> 福岡市博多区博多駅東1丁目13番18号 債務者 株式会社サージック 代表者代表取締役 石川 勝敏 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木 和彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前1時30分 福岡地方裁判所第4民事部
	<b>令和7年(フ)第179号</b> 群馬県高崎市旭町33N O D E 301 債務者 合同会社NYY 代表者代表社員 篠崎 彩乃	

<b>令和7年(フ)第1340号</b> 福岡市博多区博多駅東2丁目9番18号 債務者 株式会社ペストック 代表者代表取締役 石川 勝敏 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木 和彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	<b>4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで</b> <b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日前10時30分</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで</b> 福島地方裁判所いわき支部	<b>令和7年(フ)第145号</b> 秋田市御所野元町4丁目15番7号 フィオーレII 202号 債務者 菅原 友秀 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 隆志 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月15日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで	<b>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 烏生 尚美 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
<b>令和7年(フ)第329号</b> 愛知県安城市と泉町大海古2番地16 債務者 ノキロスクエア株式会社 代表者代表取締役 加藤 宏章 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 広有 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後1時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	<b>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時</b> 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで	<b>令和7年(フ)第125号</b> 千葉県千葉市中央区新宿2-6-14 リーデンスクエア千葉201号室、住民票上の住所千葉県山武市蓮沼口の2120番地 債務者 伊藤 光一 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 免責意見申述期間 令和7年10月25日まで	<b>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時</b> 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	<b>3 破産管財人 弁護士 広山 相徳</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月25日まで	<b>秋田地方裁判所八日市場支部破産再生係</b> 秋田県横手市十文字町大道東54番地23 債務者 佐藤 正和 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 江村 正之</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
<b>令和7年(フ)第872号</b> 仙台市青葉区落合1丁目2番37号 シャーメゾン落合103 債務者 未廣 達樹 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 外山奈央子</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>秋田地方裁判所横手支部</b> 秋田県横手市十文字町大道東54番地23 債務者 佐藤 正和 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 江村 正之</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
<b>令和7年(フ)第119号</b> 福島県いわき市内郷綴町一之坪32番地の1 シャトリエグランデA-2 債務者 平田 明博 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>秋田地方裁判所下妻支部</b> 秋田県横手市十文字町大道東54番地23 債務者 佐藤 正和 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 江村 正之</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
<b>令和7年(フ)第1283号</b> 東京都福生市大字福生867番地14シーザーレジデンス福生402号室 債務者 鈴木千香子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>水戸地方裁判所下妻支部</b> 茨城県常総市水海道天満町4715番地1 駅南コーポミツル7-113 債務者 岡田キミコこと オカダ シャビエルカテリネ キミコ 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 石原 重仁</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで
<b>令和7年(フ)第774号</b> 東京都足立区保木間1丁目31番17-205号 コープ藤I 債務者 そげんえんこと ソヤンヤン 蘇元媛 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>前橋地方裁判所桐生支部</b> 群馬県桐生市東5丁目2番27号 債務者 黒澤 慎子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで	<b>3 破産管財人 弁護士 石原 重仁</b> 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで

## 令和7年(フ)第410号

川崎市高津区北見方2丁目3番7号  
債務者 森田左千子

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 廉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第1363号

東京都小金井市本町1丁目15番20号  
債務者 石川 清美

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 憲生
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第24号

長野県塩尻市広丘高出1614-1 ロングライフ塩尻、住民票上の住所長野県松本市大字寿小赤2727番地4  
債務者 柳澤 賴雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土屋 学
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで

長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(フ)第102号

富山県南砺市井波2200番地  
債務者 飛田 潔貴

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高坂 愛理
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで

## 令和7年(フ)第5543号

千葉県富里市大和698-22

債務者 木村 謙一

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 修一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月7日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで

## 令和7年(フ)第1218号

東京都東村山市青葉町1丁目1番地20

債務者 上田 直

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで

## 令和7年(フ)第1369号

東京都武蔵村山市大南1丁目164番地の3

パールシャトー101号

債務者 岡野真由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

## 令和7年(フ)第1336号

東京都国分寺市本多5丁目23番2号

債務者 山田 剛生

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸塚 晃

- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

## 令和7年(フ)第257号

静岡県浜松市中央区高丘北2丁目50番1号

アネックス高丘Ⅱ301号

- 債務者 加藤ジェイマールこと カトウ ジェイマール デロス サントス (KATO J MAR DE LOS SANTOS)
- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 中野江里香
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後4時30分
  - 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

## 令和7年(フ)第376号

相模原市南区上鶴間本町7丁目10番23号 つくし野ハイツ201

債務者 宮崎 一夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで

## 令和7年(フ)第248号

静岡県浜松市中央区湖東町1169番地の72  
債務者 藤原 歩

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 道也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午後4時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

## 令和7年(フ)第5438号

栃木県栃木市藤岡町藤岡1425-2

債務者 島田 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1132号 横浜市神奈川区松本町5丁目36番地1 マイキャッスル横濱反町606号 債務者 本間 義一 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗田美友香 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 純規 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（フ）第511号 北九州市小倉北区白銀1丁目3番5-1103号 債務者 小浦 茂 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝口 史子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（フ）第768号 静岡市清水区日立町1番36号 債務者 渡辺 喜代（旧姓後藤） 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石橋 賢一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月20日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長船 友紀 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前10時35分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年（フ）第561号 北九州市八幡東区勝山1丁目11番2-304号、 前住所福岡県糸島市志摩師吉817番地1 リッシュハウス伊都アマルフィ4号棟402号 債務者 松本 隆司 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緒方 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（フ）第142号 静岡県富士市伝法2612番地 富士インターパレイスB-301号 債務者 エムアンドケイコーポレーションこと細谷 和成 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝俣 善重 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤なつき 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（フ）第187号 群馬県伊勢崎市国定町1丁目1139番地1 ラ・フォーレA101、旧住所群馬県前橋市西大室町2088番地 債務者 清村 英輝 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石渡 啓介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（フ）第255号 静岡県浜松市中央区葵西3丁目7番15号 マンション伊藤305号室 債務者 佐々木 修	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大花 真人 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時20分	1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 真記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（フ）第515号 北九州市小倉北区新高田2丁目30番13号 債務者 高橋 茉里 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第29号

秋田県大仙市大曲西根鳥居215-9-5 住宅型有料老人ホーム 大曲温泉すみれ、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町醍醐字下醍醐13番地

債務者 鈴木志実子

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第55号

秋田県湯沢市三梨町字森田68番地1、前住所秋田県秋田市山王中島町16番45号 レジデンス山手II103

債務者 吉田菜緒子

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 祐子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第226号

群馬県伊勢崎市連取町2356番地13

債務者 梅澤 秀斗

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良 浩樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第50号

福岡県大牟田市大字田隈858番地4 グッチ・フィールド204号、前住所熊本県熊本市南区平田1丁目16番12号 ソレイユ浅野101

債務者 立山 清二

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福岡地方裁判所大牟田支部

## 令和7年(フ)第567号

北九州市門司区大里戸ノ上2丁目12番19号 債務者 斎藤四季美

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大間 京介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第74号

鹿児島県出水市野田町上名5502番地

債務者 迫口 重弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第75号

鹿児島県出水市野田町上名5502番地

債務者 迫口アイコ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第25号

秋田県由利本荘市大糸町156番地3

債務者 菅原 瑶希

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 一史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所本荘支部

## 令和7年(フ)第132号

山梨県南巨摩郡富士川町鰯沢340番地10 梅林第4団地4-B

債務者 小野 彩加

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 厚博

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第170号

山梨県山梨市上之割376番地1 A-406

債務者 西村 晋

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 路子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第171号

山梨県山梨市上之割376番地1 A-406

債務者 西村 房子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 路子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第399号

岡山市北区御津河内2579番地

債務者 舞原 義人

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡原 洋介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第419号

岡山市南区洲崎3丁目11番29号 サンパレス小山A 1階 101号室、旧住所岡山市南区曾根349番地16

債務者 岩崎 年秀

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐樋 玲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第593号

広島市西区横川町2丁目9番25-501号

債務者 友愛堂こと 宮原 朝廣

1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 幸保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第630号

広島市佐伯区五日市駅前2丁目17番28-104号

債務者 佐々木弘信

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 賴 堅信
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第222号

岩手県久慈市天神堂第35地割7番地4

債務者 池野 泰徳

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 秀栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第58号

大分県中津市大字牛神187番地8

債務者 川端 和明

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 康利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

## 令和7年(フ)第608号

神戸市灘区原田通3丁目4番9号、従前の住所神戸市中央区大日通6丁目1番23号 牧本ハイツ12号

債務者 川田 順子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 晃子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部

<b>令和7年(フ)第150号</b> 兵庫県宝塚市中山五月台6丁目1番4-401号 債務者 山田 美幸 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸越 照吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 <b>令和7年(フ)第67号</b> 佐賀市田代1丁目4番1号 スライヴトゥリーズ203、前住所佐賀県伊万里市黒川町大黒川1495番地20 名村団地3-20 債務者 小林 真輝 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 友祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宗 真紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第35号</b> 大阪市東淀川区小松2-4-34-502、住民票上の住所大阪市東淀川区小松2丁目1番16号 債務者 ビークルこと 田邊 伸二 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福本 隆史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年(フ)第543号</b> 神戸市兵庫区上庄通3丁目2番13-1号 ルミエール和田岬102、従前の住所神戸市長田区宮丘町1丁目10番8-2号 債務者 篠原 孝行 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 進一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部 <b>令和7年(フ)第361号</b> 兵庫県姫路市花田町加納原田380番地1 ベルヴィルカノウ8号 債務者 翠鍊こと 原野 学 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上月 祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 神戸地方裁判所姫路支部 <b>令和7年(フ)第1778号</b> 愛知県愛知郡東郷町清水1丁目12番地1 リビングタウン東郷C棟101号 債務者 河嶋 昌一	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉 真嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部 <b>令和7年(フ)第33号</b> 広島県三原市西町1丁目2-3、住民票上の住所広島県三原市沼田東町兩名984番地49 債務者 匠心リフォームこと 広田 拓巳 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大名 浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 広島地方裁判所尾道支部 <b>令和7年(フ)第1268号</b> 埼玉県蓮田市大字高虫708番地 債務者 萩原 光絵 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 和男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 <b>令和7年(フ)第154号</b> 北海道旭川市豊岡3条6丁目6番12号 イーストヒル202号室、申立時の住所北海道上川郡東川町東4号北3番地 債務者 正満 誠 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 雄樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 旭川地方裁判所民事部 <b>令和7年(フ)第1212号</b> さいたま市中央区鈴谷7丁目4番9号 ピリカセ101 債務者 松上組こと 松上 建喜 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
---	--	---

<b>令和7年(フ)第16号</b>	青森県南津軽郡田舎館村大字堂野前字宮下4番地1 債務者 工藤可那子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠 晃説 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 青森地方裁判所弘前支部
<b>令和7年(フ)第540号</b>	北九州市八幡西区東鳴水4丁目15番17号 債務者 藤川 翔太 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 英司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第1282号</b>	埼玉県川口市大字木曾呂670番地の14 債務者 伊勢亀祐一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前野 雅敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第86号</b>	鹿児島県鹿屋市笠之原町27番42-2号 Nハウスマ1201号、旧住所鹿児島市松陽台町42番地2 市住2023号 債務者 濱田さおり 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾之上 瑞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
<b>令和7年(フ)第1239号</b>	札幌市手稻区富丘4条4丁目2番2号 エスポワール富丘201号 債務者 歌川 元重(旧姓佐藤)

<b>令和7年(フ)第16号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1197号</b>	大阪市西区南堀江2丁目1番10-802号 債務者 内藤 学 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第76号</b>	鹿児島県薩摩川内市百次町1030番地11 債務者 錫治屋俊一 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
<b>令和7年(フ)第1184号</b>	奈良県大和高田市大字池田549番地 サニーホームズ池田105号 債務者 道下 輝久 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高林 昇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
<b>令和7年(フ)第14号</b>	熊本県上天草市姫戸町二間戸2559番地 債務者 篠下規久男 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上床栄次朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 熊本地方裁判所天草支部
<b>令和7年(フ)第38号</b>	北海道美唄市東六条南1丁目8番1-8号 債務者 佐藤 和義 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西脇 崇晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 金沢地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第141号</b>	長野市上野2丁目120番地4 松寿荘、旧住所長野市三輪3丁目4番3号 アルカディア本郷103号 債務者 佐々木治美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米澤 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 長野地方裁判所民事部破産係

<b>令和7年(フ)第149号</b> 長野市豊野町石661番地8 債務者 山口 潤 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	<b>令和7年(フ)第115号</b> 山形県東根市温泉町3丁目5番17号、前住所仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目29番21-305号 債務者 金澤奈々美 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇野 和娘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 山形地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第1385号</b> 福岡市東区箱崎ふ頭3丁目1番15-1010号 オリエントビルN o. 88 マリナゲートサンズ、前住所福岡市早良区野芥6丁目42番8号 債務者 川村 武士 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 雅章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1217号</b> 埼玉県新座市新堀1丁目11番5号、旧住所埼玉県川越市野田町1丁目4番地33 A R I E T T A K A W A G O E 203号室 債務者 高橋 俊太 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第1632号</b> 愛知県春日井市妙慶町2丁目8番地 妙慶ハイツ305号、従前の住所名古屋市千種区今池1丁目25番20号 エクセルハイツ201号 債務者 内山 佳樹 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第3589号</b> 大阪市生野区新今里6丁目11番17-805号 債務者 須藤 浩司 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3326号</b> 大阪府守口市八雲中町1丁目2番17-704号 債務者 立石 正子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古賀 健介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第1603号</b> 横浜市旭区市沢町132番地 ヴェルドミールA-102 債務者 河田 健太 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日前3時 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第3590号</b> 大阪市生野区新今里6丁目11番17-805号 債務者 須藤眞理子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第124号</b> 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦251番地1 ルート基山B I-101号 債務者 中堀 勝美 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤研一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日前2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第3362号</b> 大阪府吹田市五月が丘西6番3-710号 債務者 嘉陽 琴美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木場 晶子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第3590号</b> 大阪市生野区新今里6丁目11番17-805号 債務者 須藤眞理子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第124号</b> 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦251番地1 ルート基山B I-101号 債務者 中堀 勝美 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤研一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日前2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第3362号</b> 大阪府吹田市五月が丘西6番3-710号 債務者 嘉陽 琴美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木場 晶子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第295号</b> 熊本県合志市福原208、住民票上の住所熊本県球磨郡山江村大字山田戊664番地 債務者 平山 智大 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中芳太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第124号</b> 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦251番地1 ルート基山B I-101号 債務者 中堀 勝美 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤研一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日前2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第3362号</b> 大阪府吹田市五月が丘西6番3-710号 債務者 嘉陽 琴美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木場 晶子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第295号</b> 熊本県合志市福原208、住民票上の住所熊本県球磨郡山江村大字山田戊664番地 債務者 平山 智大 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中芳太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第128号</b> 新潟県長岡市坂之上町1丁目1番地4 債務者 高橋 浩一 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 麻衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 新潟地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第503号</b> 横浜市保土ヶ谷区藤塚町10番43号 債務者 佐藤 敬蔵 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 麻衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第316号</b> 熊本市南区近見8丁目13番62-103号 ビレッジハウス近見2号棟 債務者 上田 武利 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 袋田 知花 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日前3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

<b>令和7年(フ)第402号</b>	熊本市西区河内町船津897番地 聖ヶ塔病院、住民票上の住所熊本県玉名市天水町尾田765番地 債務者 望月 秀志 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 純子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
<b>令和7年(フ)第63号</b>	山形県東置賜郡川西町大字上小松1611番地の15、前住所山形県東置賜郡川西町大字時田2700番地4 債務者 鈴木ひとみ（旧姓川崎・阿部） 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 山形地方裁判所米沢支部
<b>令和7年(フ)第265号</b>	函館市富岡町2丁目29番17号 債務者 新田小百合（旧姓村上） 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第267号</b>	函館市富岡町2丁目20番8号 ハイツ共栄202 債務者 村田 邑奈（旧姓泉田） 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 函館地方裁判所

<b>令和7年(フ)第71号</b>	山形県米沢市大字下新田165番地 傾債務者 渡部 なみ 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 山形地方裁判所米沢支部
<b>令和7年(フ)第72号</b>	山形県米沢市城西3丁目1番51号 代官町ハウスII-321号室 傾債務者 粟野 百花 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 山形地方裁判所米沢支部
<b>令和7年(フ)第108号</b>	新潟県長岡市才津西町2153番地2 傾債務者 佐藤 郁子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第208号</b>	愛知県豊橋市牟呂町字古田25番地2 コデン010 203号 傾債務者 藤本 保幸 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
<b>令和7年(フ)第183号</b>	岡山県倉敷市中島962番地4 エクセルメゾンA202 傾債務者 堅固 将巳 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部
<b>令和7年(フ)第705号</b>	福岡県久留米市螢川町7番地9 口マネスク通町105号、前住所福岡県久留米市六ツ門町3番地62 アーバンクルーザー六ツ門301号 傾債務者 野口 正浩 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第207号</b>	福岡県久留米市諫訪野町1677番地11 フォープール諫訪野102号、前住所福岡県久留米市本山2丁目9番1号 クレストール森の木101号 傾債務者 中武 美優 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第558号</b>	北九州市小倉北区下富野4丁目9番37号 傾債務者 佐野かおり 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第569号</b>	北九州市小倉南区下城野1丁目8番1-402号 傾債務者 上田晃夫こと 金 晃太 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第5390号</b>	東京都江戸川区西小岩1丁目18-14-102 傾債務者 小関 敏弘 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第5451号</b>	東京都板橋区蓮沼町39-13-101 傾債務者 岩間 康成 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5484号 東京都板橋区東山町4-3-206 常盤台第二コート 債務者 阿久津大和 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2445号 大阪市港区築港3丁目5番30-301号 債務者 植岡 真洋 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5487号 東京都練馬区東大泉6丁目45-2-201 債務者 上野 英次 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3451号 大阪府東大阪市額田町2番33号 ヒルサイド コーポ岡村 203号 債務者 廣川 凌侍 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後1時30分 東京地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第5446号 東京都立川市上砂町5丁目62-4-402 債務者 廣谷 亜美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第359号 群馬県前橋市北代田町491番地24 破産者 山崎新太郎 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第5512号 東京都葛飾区亀有3丁目35-4 債務者 山口 正剛 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3452号 大阪府東大阪市額田町2番33号 ヒルサイド コーポ岡村 203号 債務者 廣川 和海(旧姓加藤) 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5455号 東京都葛飾区亀有2丁目33-13-202 債務者 嶋田 峻 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1120号 宮城県亘理郡山元町小平字北ノ入56番地2 破産者 工藤ふき子 1 決定年月日 令和7年8月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第5513号 東京都葛飾区鎌倉2丁目16-6-201 債務者 高嶋 大介 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3604号 大阪市港区築港4丁目1番8-208号 債務者 井口 朋美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第5516号 東京都世田谷区世田谷2丁目8-16-105 債務者 飛石 弘子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第199号 静岡県浜松市中央区山下町113番地の4 破産者 中野 麻美 1 決定年月日 令和7年8月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第5514号 東京都葛飾区南千住2丁目16-1-201 債務者 佐々木 大介 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3605号 大阪市港区築港4丁目1番8-208号 債務者 井口 朋美 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第5517号 東京都世田谷区世田谷2丁目8-16-105 債務者 飛石 弘子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	

**令和6年(フ)第1453号**

福岡市東区香椎照葉7丁目8番3-723号  
照葉オーシャンステージEAST棟  
破産者 小西 希

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和5年(フ)第558号**

静岡県島田市幸町7番の3、旧住所静岡県島田市元島田9335番地の10  
破産者 杉浦 立芳

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第427号**

愛知県蒲郡市西浦町下地26番地5 エスペラントヴィラ西浦 壱番館204号、前住所愛知県岡崎市稻熊町字6丁目94番地2  
破産者 平松 卓三

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和6年(フ)第609号**

愛知県知多郡美浜町大字野間字南川37番地ハイツ杏里4E (開始決定時の住所: 兵庫県明石市東野町2151-3 レオパレスSEAS ON201)、開始決定時の住民票上の住所愛知県刈谷市小垣江町上松13番地1 ディアコート201号  
破産者 野々山拓也

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和7年(フ)第637号**

福岡市中央区春吉1丁目12番36号 ハイツ春吉19号  
破産者 西畑 光雄

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月14日午前10時  
令和7年8月4日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第781号**

札幌市手稲区新発寒6条4丁目2番18号 大晃ハウスII-101号、開始決定時の住所札幌市西区八軒10条東3丁目4番10号  
破産者 太田 俊輔

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後3時  
令和7年8月8日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第71号**

名古屋市中村区五反城町3丁目33番地 (REGALEST岩塚301号)、前住所愛知県岡崎市井田町字稻場2番地5  
破産者 菊地 桂佑

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月14日午後3時35分  
令和7年8月8日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和3年(フ)第281号**

熊本市中央区本荘5丁目11番4号  
破産者 株式会社フレッシュアクアジャパン  
異議申述期間 令和7年9月24日まで

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和3年(フ)第315号**

鹿児島県鹿児島市上荒田町32番5号  
破産者 アンカーホールディングス株式会社  
異議申述期間 令和7年9月24日まで

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和3年(フ)第316号**

宮崎県小林市細野637番地6 小牧知子方、住民票上の住所宮崎県小林市細野5273番地19  
破産者 上笠貢政行

- 1 異議申述期間 令和7年9月24日まで
- 2 決定年月日 令和7年8月8日
- 3 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和3年(フ)第317号**

鹿児島市松原町13番15号  
破産者 株式会社リフレコーポレーション  
異議申述期間 令和7年9月24日まで

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和3年(フ)第356号**

鹿児島県鹿児島市和田2丁目26番14号  
破産者 中村 売一

- 1 異議申述期間 令和7年9月24日まで
- 2 決定年月日 令和7年8月8日
- 3 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和4年(フ)第249号**

宮崎県小林市細野5273番地19  
破産者 神の郷温泉株式会社

- 1 異議申述期間 令和7年9月24日まで
- 2 決定年月日 令和7年8月8日
- 3 主文 宮崎地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第112号**

宮崎県日向市江良町4丁目24番地 アイリーガーデン202号  
破産者 尾崎 健太

- 1 異議申述期間 令和7年9月24日まで
- 2 決定年月日 令和7年8月12日
- 3 主文 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和3年(フ)第1402号**

福岡市中央区舞鶴1丁目3番16号  
破産者 オープンシステムズホールディングス株式会社

- 1 異議申述期間 令和7年9月30日まで
- 2 決定年月日 令和7年8月4日
- 3 主文 福岡地方裁判所第4民事部

**特別清算終結****令和7年(ヒ)第1001号**

札幌市東区伏古8条4丁目7番22号  
清算株式会社 株式会社三和部品  
代表清算人 茂田 晃男

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(ヒ)第3021号**

大阪府東大阪市高井田西3丁目9番25号  
清算株式会社 NK株式会社

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第2031号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキヨウサウスタワー13階  
清算株式会社 株式会社ダイエー  
代表清算人 浅野 哲洋

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定****第1 通則**

1 協定の対象となる債権  
本協定の対象となる債権は、株式会社ダイエー（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

2 利息・遅延損害金の免除  
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

**3 弁済の方法及び端数の処理**

(1) 弁済の方法  
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキヨウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

(2) 弁済における端数の処理  
協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

<p><b>第2 一般債権</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般債権の定義 一般債権とは、協定債権のうち、後記第3の1にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。</li> <li>2 一般債権の弁済及び免除             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般債権の弁済 一般債権の弁済は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から1ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しましたは発生することが見込まれる一般的な先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対し、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。</li> <li>(2) 一般債権の免除 一般債権者は、第2の2(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。なお、第2の2(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。</li> <li>(3) 追加弁済 第2の2(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対して、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第2の2(2)による免除の効力は失われるものとする。</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第3 関係者債権</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者債権の定義 関係者債権とは、別紙協定債権額一覧表記載のうち、浅野哲洋及び浅野賢美が有する債権をいう。</li> <li>2 関係者債権についての免除 関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。(別紙省略)</li> </ol> <p style="text-align: center;">以上 東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生手続開始</b></p> <p><b>令和7年（再）第24号</b> 東京都港区六本木7丁目15番7号 再生債務者 株式会社オルツ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時30分</li> <li>2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。</li> <li>3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで</li> <li>4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで</li> </ol> <p style="text-align: center;">東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>令和7年（再）第27号</b> 福島県喜多方市字押切南2丁目11番地 再生債務者 株式会社R1000</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年8月5日午前9時30分</li> <li>2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。</li> <li>3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで</li> <li>4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで</li> </ol> <p style="text-align: center;">東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>令和7年（再）第29号</b> 東京都江戸川区南篠崎町2丁目1番8号 再生債務者 倉持 清</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時30分</li> <li>2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。</li> <li>3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで</li> <li>4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで</li> </ol> <p style="text-align: center;">東京地方裁判所民事第20部</p>	<p><b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b></p> <p><b>令和6年（再イ）第330号</b> 福岡県糟屋郡篠栗町田中1丁目1番25-305号 バレ・グランドール篠栗駅 再生債務者 西島 悠輔</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月25日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月6日</li> </ol> <p style="text-align: center;">福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第26号</b> 福岡市東区筥松3丁目16番32-2号 タスク箱崎201号 再生債務者 岡部 寛子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月25日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月4日</li> </ol> <p style="text-align: center;">福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和6年（再イ）第52号</b> 福岡市早良区飯倉7丁目18番11号 再生債務者 松隈 英子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月27日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月27日まで 令和7年8月6日</li> </ol> <p style="text-align: center;">福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第128号</b> 福岡市早良区飯倉2丁目12番12-201号 レオパレス H I R O E 再生債務者 津村 亜弥</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月27日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月27日まで 令和7年8月6日</li> </ol> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第30号</b> 福岡県朝倉郡筑前町松延683番地15 再生債務者 大石 隆児</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで 令和7年8月7日</li> </ol> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第36号</b> 神戸市北区藤原台北町5丁目3番11-404号 再生債務者 中西 将之</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年8月8日</li> </ol> <p style="text-align: right;">神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第41号</b> 神戸市長田区四番町6丁目47番地 市営長田駅前住宅504号 再生債務者 河村 昌哉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日付け再生計画案</li> <li>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日</li> <li>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年8月8日</li> </ol> <p style="text-align: right;">神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>
---	--	---	---

**令和7年（再イ）第60号**  
神戸市垂水区平磯2丁目4番2号 エステイ  
トE垂水2-304号  
再生債務者 山根 賢悟  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月8日  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和6年（再イ）第275号**  
福岡市早良区梅林7丁目15番9号  
再生債務者 池田 敦史  
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月8日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年（再イ）第105号**  
福岡市早良区祖原14番8-1302号 デュオ  
ヴェール西新  
再生債務者 長田佐和子  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月8日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年（再イ）第133号**  
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2丁目4番12号  
アンソレイエ長者原C 201号  
再生債務者 有吉 博樹  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月8日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第20号**  
新潟県燕市吉田東栄町50番7号  
再生債務者 橋本 成生  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月2日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月2日まで  
令和7年8月12日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年（再イ）第23号**  
新潟市北区松浜7丁目6番地3  
再生債務者 水井 雄基  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月2日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月2日まで  
令和7年8月12日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年（再イ）第29号**  
新潟県燕市吉田浜首413番地8  
再生債務者 志賀 陽一  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月2日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月2日まで  
令和7年8月12日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年（再イ）第44号**  
兵庫県加古川市加古川町中津33番地の11  
再生債務者 竜中 淳志  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月2日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
令和7年8月12日 神戸地方裁判所姫路支部  
**給与所得者等再生による再生手続開始**  
**令和7年（再口）第1号**  
鳥取県鳥取市瓦町458番地 旧住所鳥取県鳥取市江津674番地11  
再生債務者 福田 惠美  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで  
鳥取地方裁判所民事部  
**令和7年（再口）第5号**  
福岡市東区香椎台2丁目4番2号  
再生債務者 福島 智行  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで  
福岡地方裁判所第4民事部  
**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**

**令和6年（再口）第14号**  
福岡県宗像市泉ヶ丘2丁目36番地1  
再生債務者 里見 和也  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年8月25日まで  
令和7年8月4日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**給与所得者等再生による再生計画認可**  
**令和7年（再口）第1号**  
福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4番26-410号  
クラブオリエントビルNO. 102  
再生債務者 重松 照美  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年7月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年8月4日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年（再口）第4号**  
愛媛県松山市山西町631番地4  
再生債務者 石丸 香織  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年8月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年8月12日 松山地方裁判所民事部  
**令和6年（再口）第20号**  
さいたま市緑区原山2丁目10番14号  
再生債務者 丸 泰祐  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年8月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年8月8日  
さいたま地方裁判所第3民事部  
**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**  
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。  
**令和7年（チ）第5号**  
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南3丁目26番地44  
申立人 田中 道貫  
所有者 不明  
(不動産登記記録上の所有者) 入間郡毛呂山町前久保南三丁目26番地45 重松 良彦  
届出期間満了日 令和7年10月6日  
令和7年8月6日  
さいたま地方裁判所川越支部  
**（別紙）物件目録**  
1 所在 入間郡毛呂山町前久保南三丁目  
地番 26番45  
地目 宅地  
地積 67.95平方メートル  
2 所在 入間郡毛呂山町前久保南三丁目26番地45  
家屋番号 26番45  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺平家建  
床面積 25.29平方メートル

<b>令和7年(チ)第21号</b>
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
住所・居所 不明
(亡志水源司の最後の住所) 神戸市西区伊川谷町長坂800番地永栄園
(亡志水源司の不動産登記記録上の住所) 神戸市垂水区本多間7丁目2番2-509号
所有者 亡志水源司相続財産
届出期間満了日 令和7年10月6日
令和7年8月6日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録
1 所在 神戸市垂水区東垂水町字高丸 地番 762番51 地目 山林 地積 224平方メートル
2 所在 神戸市垂水区東垂水町字高丸762番地 51 家屋番号 762番51 種類 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 103.41平方メートル 2階 26.49平方メートル
<b>令和7年(チ)第24号</b>
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長
(亡高木敏之の最後の住所) 神戸市須磨区車 字前野1番地10
所有者 亡高木敏之相続財産
届出期間満了日 令和7年10月7日
令和7年8月5日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録
1 所在 神戸市北区緑町三丁目 地番 2番3 地目 山林 地積 173平方メートル
2 所在 神戸市北区緑町三丁目 地番 2番2 地目 山林 地積 29平方メートル
3 所在 神戸市北区緑町三丁目 地番 2番8 地目 山林 地積 11平方メートル
4 所在 神戸市北区緑町三丁目 地番 2番9 地目 山林 地積 11平方メートル

5 所在 神戸市北区緑町三丁目2番地3 家屋番号 2番3 種類 居宅 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 53.46平方メートル 2階 53.46平方メートル
6 所在 神戸市北区緑町三丁目2番地2 家屋番号 (未登記) 種類 不明 構造 軽量鉄骨造平家建 床面積 約31平方メートル
<b>所有者不明土地管理命令に関する異議の催告</b>
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
<b>令和7年(チ)第1号</b>
群馬県沼田市薄根町4412番地 申立人 群馬県沼田土木事務所長 市川 通利 住所・居所 不明 共有者 石戸 太
届出期間満了日 令和7年10月6日
令和7年8月5日 前橋地方裁判所沼田支部 (別紙) 物件目録
1 所在 利根郡みなかみ町湯宿温泉字鍛冶窯 地番 2294番3 地目 堤 地積 314平方メートル 持分 15分の1
<b>令和7年(チ)第3号</b>
千葉県流山市大字東深井484-15 申立人 金子 英治 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都文京区小 石川2丁目20番1-102号
所有者 名越 英夫
届出期間満了日 令和7年10月6日
令和7年8月6日 千葉地方裁判所一宮支部 (別紙) 物件目録
所在 勝浦市串浜字新坂 地番 1381番7 地目 原野 地積 234平方メートル

10 所在 長崎市船石町 地番 45番 地目 畑 地積 548平方メートル
<b>会社その他のお知らせ</b>
<b>合併公告</b>
左記会社は合併して、甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたします。 効力発生日は、令和7年10月1日であります。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。 (甲・乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載日付 令和7年8月8日 掲載頁 十頁 令和7年8月21日 札幌市厚別区上野幌1条11丁目1-15 (甲) 株式会社メモリアジャパン 代表取締役 横井 規浩 札幌市西区西野二条2丁目11番1-7号 (乙) 株式会社メモリアホール西野山の手 代表取締役 横井 規浩
<b>合併公告</b>
左記会社は合併して、甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたします。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終賃借対照表の開示状況は、次のとおりです。 (甲) 掲載官報 掲載日付 令和6年11月25日 掲載頁 七十頁(号外第三〇一号) (乙) 掲載官報 掲載日付 令和7年4月1日 掲載頁 五十頁(号外第八十二号) 令和7年8月21日 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目1-1 番地五 (甲) 株式会社サクシード 代表取締役 川本 武彦 兵庫県加古川市別府町港町1番地の11 (乙) 株式会社しき鳥ガスワン 代表取締役 清水 正之

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月一日

掲載頁 一七八頁(号外第一五〇号)

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(甲) 日立グローバルライフソリューションズ株式会社

代表取締役 大隅 英貴

(乙) 静岡県静岡市清水区村松二九〇番地

代表取締役 阿部 宏樹

(甲) 東京都港区西新橋二丁目一五番一二号

代表取締役 阿部 宏樹

(乙) 東京都港区西新橋二丁目一五番一二号

代表取締役 大隅 英貴

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月二十五日

掲載頁 三十二頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年八月二十日

掲載頁 二頁

(甲) 東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

代表取締役 國府田英則

(乙) 東京都港区赤坂二丁目一番一号

代表取締役 上野 太市

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

(甲) 東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四

代表取締役 白倉 雄太

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目一番二号

代表取締役 岩本 好之

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社プレスティージ・グローバルソリューションズ

代表取締役 中西 奈央(吉田 奈央)

(乙) 株式会社ブレミア・インシユアラ

ンスパートナーズ

代表取締役 中村 干城

(甲) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表社員 ENEOS株式会社

職務執行者 長谷部紀之

(甲) 神奈川県横浜市鶴見区善町二丁目一番二号

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表社員 ENEOS株式会社

職務執行者 長谷部紀之

(甲) 神奈川県横浜市鶴見区善町二丁目一番二号

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表社員 ENEOS株式会社

職務執行者 長谷部紀之

(甲) 神奈川県横浜市鶴見区善町二丁目一番二号

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表社員 ENEOS株式会社

職務執行者 長谷部紀之

(甲) 神奈川県横浜市鶴見区善町二丁目一番二号

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

です。



## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の販売店施設管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

(甲) 日本キヤタビラージャパン合同会社  
代表社員 キヤタビラージャパン合同会社  
職務執行者 本田 博人

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目七番二号

(乙) キヤタビラージャパン合同会社  
代表社員 キヤタビラージャパン合同会社  
ルス社  
職務執行者 比留間 茂

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在京都府京田辺市山手中央四番地二名称ジヤラン京田辺店)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十五日

掲載頁 一〇三頁 (号外第一七〇号)

(乙) <https://libera-group.co.jp/>  
代表取締役 蓮沼 法昭

令和七年八月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二五番八号  
(乙) 株式会社リベラ・ゲーミング・オペレーションズ  
代表取締役 永森 豊隆

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の体外診断用医薬品事業、体外診断用医薬品材料事業並びにJ.S.Rライフサイエンス株式会社及び株式会社医学生物学研究所の株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に予定しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

(甲) JSR-101株式会社  
代表取締役 伊藤 浩毅

(乙) JSR株式会社  
代表取締役 堀 哲朗

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の体外診断用医薬品事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

(甲) JSRライフサイエンス株式会社  
代表取締役 高本 英司

(乙) JSR株式会社  
代表取締役 堀 哲朗

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の富山県、岐阜県、静岡県以西の二府二十八県において直接提供している(新潟県、長野県、山梨県、神奈川県以東の一都十五県における提供、OEM事業者への提供、ISPサービスを除く)DocANVAS事業(光回線+LAN設備・付加価値商材)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

(甲) JSR株式会社  
代表取締役 堀 哲朗

(乙) JSR株式会社  
代表取締役 堀 哲朗

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買・仲介事業に関し有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

神戸市中央区東川崎町三丁目一番一号

(甲) 川崎重工業株式会社  
代表取締役 橋本 康彦

(乙) 株式会社川重サポート  
代表取締役 森 浩昭

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買・仲介事業に関し有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

神戸市中央区東川崎町三丁目一番一号

(甲) 株式会社川重サポート  
代表取締役 橋本 康彦

(乙) 株式会社川重サポート  
代表取締役 森 浩昭

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買・仲介事業に関し有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

広島県福山市千田町三丁目五四番五号

(甲) 株式会社アーチアセツ  
代表取締役 藤井 浩治

(乙) 有限会社アーキ・フロンティア  
ホームページ 代表取締役 藤井 浩治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、組織変更後の商号は4M.FACT株式会社としま

す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

広島県福山市千田町四丁目九番三三号

(甲) 有限会社アーキ・フロンティア  
ホームページ 代表取締役 藤井 浩治

(乙) 有限会社アーキ・フロンティア  
ホームページ 代表取締役 藤井 浩治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、組織変更後の商号は4M.FACT株式会社としま

す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

川崎市宮前区潮見台八番一〇一八一〇号

(甲) NTT西日本株式会社  
代表取締役 伊賀 光洋

(乙) NTT西日本株式会社  
代表取締役 北村 亮太

<b>組織変更公告</b>	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和七年八月二十日 神奈川県藤沢市大庭五五五九番地八 合同会社アラレ 代表社員 古澤 貴之	
静岡県牧之原市中一二〇六番地三 うまべジ合同会社 代表社員 名取 仁	

<b>資本金の額の減少公告</b>	
当社は、資本金の額を一億三千八百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和七年八月二十日 静岡県牧之原市中一二〇六番地三 うまべジ合同会社 代表社員 名取 仁	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	

<b>資本金の額の減少公告</b>	
当社は、資本金の額を一億三千八百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和七年八月二十日 東京都渋谷区代官山町八番七号 デンタルドア株式会社 代表取締役 国友 新太	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	

<b>資本金の額の減少公告</b>	
当社は、資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和七年八月二十日 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号 株式会社Ai CAN 代表取締役 高岡 昂太	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万九千八百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月七日

掲載頁 六十一頁(号外第二号)

令和七年八月二十日

京都市上京区河原町通今出川下ル梶井町四  
四八番地五 リバーセル株式会社  
代表取締役 梶川 益紀

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月七日

掲載頁 六十一頁(号外第二号)

令和七年八月二十日

沖縄県浦添市勢理客四丁目一八番一号  
沖縄トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 野原 朝昌

## 準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十四日を効力発生日とする金原工業株式会社(本店・名古屋市中川区横井二丁目二八番地)との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、確定した最終事業年度はありません。

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月四日で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十日 福井市松本四丁目五番二八号

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 揭載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十日

掲載頁 七十一頁(号外第一三八号)

掲載の日付 令和七年六月二十日

掲載頁 一八五頁(号外第一四六号)

掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載頁 八十八頁(号外第一三五号)

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 一八五頁(号外第一三三号)

掲載の日付 令和七年六月二十一日

掲載頁 一九〇頁(号外第一三三号)

## 優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億八千万円減少し、優先出資十三億八千万口を一口につき金一円をもつて有償消却し、消却に要する金額を金三億八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

掲載の日付 令和七年六月二十日

掲載頁 七十一頁(号外第一三八号)

。